

問題訂正

問題冊子 8 頁 1 5 行目

誤 「望ましいこともかもしれない」



正 「望ましいことかもしれない」



小 論 文

時 間 120 分

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. この問題冊子は9ページである。印刷不鮮明の箇所などがある場合には、監督者に申し出ること。
3. 解答用紙の指定欄に必ず受験番号を記入すること。
4. 解答はすべて別紙の解答用紙に横書きで記入すること。
5. 解答用紙の評点欄には何も記入しないこと。
6. 解答用紙は持ち帰らないこと。

＜資料＞は、松尾陽「プライバシーは必要か？——『放っておいてもらう権利』としてのプライバシーの価値」（『法学セミナー』836号，2024年9月）の本文である。資料を読んで、下記の設問に答えなさい。

- (1) 下線部①の「寛容の精神の広がり」が、プランの期待するように実現可能かについて、筆者の考えをまとめなさい。

（1行20字詰め，10行以内）

- (2) 下線部②の「他人によって見られ聞かれることから生じるリアリティ」が古代ギリシア人にとって必要だったのはなぜか説明しなさい。

（1行20字詰め，10行以内）

- (3) 下線部③の「放っておいてもらう権利」に関する筆者の論を要約した上で、その現代における必要性についてのあなたの考えを述べなさい。

（1行20字詰め，40行以内）

（注意）

解答にあたっては、解答用紙の1マスに1字を使い、句読点、引用符、括弧などはいずれも1字として扱うこと。ただし、算用数字およびアルファベットは1マス2字とする。書き出しおよび行を改めたときには、1マス空けること。

<資料>

松尾陽「プライバシーは必要か?——『放っておいてもらう権利』としてのプライバシーの価値」(『法学セミナー』836号, 2024年9月)

1 プライバシーは必要かという問いの重要性

雑駁^{ざっばく}に言えば, プライバシーは, 他の人に知られたくない秘密のことである。現代, プライバシーは重要ではないという主張と滅多に遭遇しない。人権について懐疑的な人でも, プライバシーの重要性を否定することはあまりない。むしろその重要性は年々増しており, 個人情報の取り扱いのルールは厳しくなっている。

ここで簡単に知られたくない事柄を列挙してみよう。離婚を考えている1組のカップルの一方は, もう一方に弁護士に相談していることを知られたくないだろう。離婚の協議を有利に進めたいとの思惑があったり, あるいは, 離婚を考えていることを知られたら暴力をふるわれるかもしれないという切実な事情があったりする。

また, 遠い過去の犯罪歴も知られたくないだろう。罪を犯した直後に報道されるのはやむを得ない。しかし, 罪の償いを十分にしておこからの年月を経て新たな生活を営んでいる場合, そのような犯罪歴がみだりに暴露されることは, 本人のみならずその家族の生活の平穏を害してしまう。

さらに, インターネットの取引サイトでの取引記録も流出されたくないだろう。クレジットカード番号の秘密は当然守りたいだろうし, また, どのような商品を購入したのかも秘密にしたい場合もあるだろう。

これらの例に見られるように, 身体や財産の安全, 生活の平穏など, プライバシーの範囲は多岐にわたるし, また, 秘密にしておきたい理由も多様である。

本稿では, すべての側面をとりあげることはできず, 「放っておいてもらう権利」としてのプライバシーの観点に焦点をあてる。そして, 「放っておいてもらう権利」としてのプライバシーを疑う観点から, プライバシーの問題を考察してみよう。

2 プライバシーへの技術的懐疑論と寛容の可能性

アメリカのSF作家のデイヴィッド・ブランは, 1998年に『透明な社会』という著作を出版し, プライバシーとは反対の, 透明性の価値を称揚している。1998年といえ

ば、インターネットが爆発的に普及していった時代である(なお、携帯電話でネットをみることが一般化するのには、その10年ほど後のことだ)。インターネットについては、国境を越えて人びとの自由な交流を可能にする「空間」が創出されるという期待がありつつも、他方で、より強固な監視社会が創出されるのではないかという不安が増していた時代である(その不安は現代でも続いているだろう)。

ブランは、監視社会の不安を共有しつつも、しかし、本書全体を通じて、プライバシーを守ろうとする試みは無駄であると驚くべき主張を行った。「無駄である」という言葉に示されるように、ブランの懐疑論は、プライバシーに価値がないという主張ではなく、情報技術が発展していけば、プライバシー保護が困難になっていくだろうという技術的懐疑論である。そのような認識のうえで、適切な説明責任の枠組みが伴う透明な社会を構築する方向へと舵^{かじ}をとるべきだと論じる。自由にとって真の脅威はプライバシーではなく情報へのアクセスの問題であり、それゆえ、遍在する監視カメラを心配するのではなく、人びとがそのようなカメラにアクセスできるかどうかを目を向けるべきだと説く。補強的な論拠として、監視カメラの増加が犯罪を減少させたという事例を紹介しつつ、監視の徹底化への肯定的な評価をしてみせる。さらには、監視を徹底化し、透明な社会になっていけばいくほど、互いの小さな間違いに寛容になっていき、大きな間違いを犯さないようになるだろうとして、寛容の精神の広がり^①に期待する。「もっと監視を」、「もっと情報を」というのが、ブランが提示する方向性である。

これに対しては、アメリカの法学者兼ジャーナリストのジェフリー・ローゼンが楽観主義だとして批判している。まず、監視カメラの増加が犯罪の減少へとつながったという事例が十分に検証されていないと批判する。そのうえで、ブランの寛容論についても手厳しく批判する。確かに、互いのことをよく知る小さな街の隣人同士ならば、お互いを全体のコンテキストの中で理解して相互の小さな間違いに対して寛容になれるかもしれない。しかし、現代社会においては、お互いを全体のコンテキストの中で理解する時間がなく、小さな間違いでその人全体を理解してしまうリスクの方が大きく、寛容の精神は広がらない、と。

最後の点は、現代社会をどのように捉えるのか、および、それが寛容の精神とどのように結びつくのかという問題に関わり、重要だ。具体的な事例からもう少し考察を

深めておこう。X(旧 Twitter)で生じた1つの「炎上」事例である。ある弁護士が、性交同意年齢の引き上げをめぐる議論について「大人だけで議論してないで、当の10代の子どもたちと、きちんと話をしましょうよ」とポスト(ツイート)した。これに対し、当該弁護士を小児性愛者だとみなす批判が多く殺到した。性交同意年齢の引き上げを少しでも止める議論は許さないという雰囲気であった。しかしながら、当該弁護士の他のポストも併せて読めば、当該ポストは、子どもの事柄に関わる立法に関しては、子どもの権利条約第12条が定める「子どもの意見表明権」を尊重しましょうという提案であることはわかる。また、続くポストで、性交同意年齢を引き上げるべきだと考えていると自分の立場も表明している。ポストの全体の流れも読まず、また、どのような趣旨のポストなのかも尋ねもせず、すぐに多くの批判が殺到してしまう状況である。

ローゼンは、現代社会は、互いに「短い注意時間」しか向けられない社会だと考える。そのような社会においては、相手方の主張を文脈の中で把握しようとするのではなく、断片的情報からのみ互いを理解し、上述のような誤解や炎上が生じるのが例外ではなく通常なのである。現代社会のそのような特徴を変えない限り、透明な社会でより多くの情報が流通したとしても、ブランが期待するような寛容な社会が到来するとは考えにくい。情報が氾濫し、お互いに向ける注意時間が著しく減少した、あるいは、そのような時間をとるのが困難であるのが現代社会なのである。寛容の醸成には、時間的余裕が必要である。

3 プライバシーが重要ではなかった時代——ハンナ・アーレントの議論

さて、ブランの懐疑論とは別の視角から考えてみよう。プライバシーという価値が否定的な意味合いを持った時代の議論から考えてみる。20世紀の思想家・哲学者のハンナ・アーレントが、古代と現代における「プライバシー」(ひいては「私的な」)の意味合いの違いについて論じている。この議論を参照しよう。ここで「古代」というのは、概ね古代ギリシアのことである。

「古代人の感情では、[プライバシーという]言葉それ自体に示されているように、プライバシーの privative な特徴[は]…文字通り、なにものかを奪われている

(deprived)状態を意味しており、ある場合には、人間の能力のうちで最も高く、最も人間的な能力さえ奪われている状態を意味した。…ところが、[現代の]私たちが“privacy”という言葉を用いるとき、それはなによりも剥奪 deprivation を意味するとはもはや考えない。それは、一部分、近代の個人の主義によって私的領域が著しく豊かになったためである」。

プライバシーの意味合いは、奪われていることであり、「最も人間的な能力」となる「なにものか」が奪われていることである。「最も人間的な能力」というのが何か、アーレントの議論にもう少し耳を傾けてみよう。

「他人によって見られ聞かれることから生じるリアリティを奪われていること、物の共通世界の介在によって他人と結びつき分離されていることから生じる他人との「客観的」関係を奪われていること、さらに、生命そのものよりも永続的なものを達成する可能性を奪われていること、などを意味する。私生活に欠けているのは他人である。逆に、他人の眼から見る限り、私生活者は眼に見えず、したがって存在しないかのようなのである。私生活者がなすことはすべて、他人にとっては、意味も重要性もない。そして、私生活者に重要なことも、他人には関心がない」。

② 「他人によって見られ聞かれることから生じるリアリティ」が奪われる。古代ギリシア人の生活に即しながら、考えていこう。彼らは演劇が好きだ。演劇が好きで、ギリシア悲劇の名作がいくつも残っている。劇場に集まって演劇を楽しむ。彼らがよく利用した劇場の遺跡も残されている。

そして、演劇を見たら、彼らは感想を共有し合う。古代ギリシアの人びとは、アゴラと呼ばれる公共の広場に集まって、感想を共有していた。そして、鋭い分析をしたり、含蓄のある感想を述べたりした人に、賞賛が集まる。これが、先に述べた「他人によって見られ聞かれることから生じるリアリティ」の内実である。

アゴラという公的な場で、皆に聞かれる形で、演劇の感想を述べる。アーレントもアゴラを「市民が公的問題についていろいろと世話をやき、非生産的な『演説』や『政治活動』に時間をつぶす」場として捉えている。現代でも、政治的意見やドラマの感想を

交換し合うようなアゴラ的な場所はあるだろうが、しかし、多くの人びとの生活の中心にあるとは言い難い(古代と現代との違いは次節で詳述する)。古代ギリシアにおいては、他者との関係において自己を表出することこそがなによりも価値あることであり、公的な活動であった。

政治的議論についても同様である。彼らは、アゴラで政治についても話し合う。彼らが住む都市国家(ポリス)をどのように運営していくのか、他国との戦争に備えてどのような対策をとるのかも話し合う。アゴラで政治的議論に参加することも、「他人によって見られ聞かれることから生じるリアリティ」をもたらす。

このように、彼らは、公共の広場で人と語らい、自分がどのような人間であるのかを相互に伝え合うことこそが価値あるものとされてきた。公的な場に参画することこそが自由だとも考えられた。19世紀初期にフランスで小説家や思想家として活躍したバンジャマン・コンスタンも、古代人の自由を「集团的権力に能動的に継続的に参加する」ことだと述べている。

4 現代人の生活——孤独な群衆

古代ギリシアの現代と異なる価値観を紹介したのは、同じ価値観を現代に^{よみがえ}蘇らせるべきだと主張するためではない(ちなみに、先に言及したコンスタンもそのような論者ではない)。むしろ古代と現代との違いから、なぜプライバシーが重要になったのかを考えるためである。

古代から現代への価値観の変遷については、アーレントは基督教の影響、とりわけ、初期の基督教が公的領域から離れた私的領域の役割を重視していたことの影響を重視している。ここでは、この変遷を^{たど}辿ることはせず、私的領域や「他人によって見られ聞かれることから生じるリアリティ」という観点から、現代人の生活状況と古代ギリシア人の生活状況の違いを具体的にみてみよう。

ここで議論している「古代ギリシア人」は、古代ギリシアに住むすべての人びとのことを指すわけではない。女性・子ども・奴隷は除かれた「市民」である、成人男性のことを指す。基本的には、生活の糧を得る労働は奴隷が行い、家事は女性に委ねていた。家にインターネットがあるわけではない。すると、古代ギリシア人にとって私的領域とは、することがあまりない場所なのだ(極論すれば、アゴラに行くしかない)。

現代では、ほとんどの大人は労働や家事に忙しく、学生は学校生活や部活動や塾に忙しい。政治のことを考える十分な時間がない。政治の議論よりも私的領域で肉体と精神を休めることが重要である。そして、家で過ごすための娯楽も充実している。現代人が私的領域を大切にする理由は容易に理解できるだろう。アーレントも私的領域を「世界から人を守る避難場所」と評している。

「世界から人を守る避難場所」といえば、古代と現代では、「世界」も大きく変わっている。古代ギリシア人は、都市国家(ポリス)に住んでおり、その住民は1万人から3万人だといわれている。そして、他の都市への移住は現代ほど頻繁ではない。その程度の規模の集団が基本的に同じところに暮らしていれば、お互いは全く見知らぬ者同士ということはない。知り合いの知り合いという形でつながっていくことができる。これに対して、現代人はどうだろうか。都市部に住んで通勤通学をすれば、公共交通機関などで何百・何千という見知らぬ人びととすれ違う。また、進学や就職の際に他の地域に移り住む者も少なくない。さらに、よく利用するスーパーの店員と知り合いということでもない。

現代人は、毎日、多くの見知らぬ者と共に生きている。しかしながら、その関係は、きわめて希薄なものであり、そのような中で「他人によって見られ聞かれることから生じるリアリティ」を期待することはきわめて困難であろう。現代における「他人によって見られ聞かれる」ということは、不特定多数の好奇な目にさらされることと隣り合わせであり、恐怖を与えるものであり、時には、恐怖にとどまらず実際の害を与えるものとなる。無数の見知らぬ者と共生することは、現代人をして共通の価値観を感じさせるものではなく、むしろ孤独を強く感じさせるのである。

5 おわりに——避難場所をどのように確保するのか

現代における「他人によって見られ聞かれる」ことの不利益を、法的な権利の侵害の問題として歴史上はじめて一定の形で捉えたのが、サミュエル・ウォーレンとルイス・ブランドイスが1890年にハーバード・ロー・レビュー誌上に公表した論文「プライバシーへの権利」であった。この論文において、彼らは、プライバシーを「放っておいてもらう権利」^③ the right to be let alone」と定義している。

19世紀の半ばには、カメラ技術が向上し、露光時間が短くてもすぐに撮影するこ

とができるカメラが登場した(それまでは、カメラの前でじっと1時間ほどポーズを保っていなければならなかったのだ)。この技術発展もあって、イエロージャーナリズムが台頭した。セレブたちの私生活がカメラにおさめられ、それが雑誌に掲載され、その雑誌が売れた(ピューリッツァー賞を作ったピューリッツァーもこの商売で成功した人物である)。

このような好奇の視線は、19世紀から20世紀を経て21世紀に入っても変わらない。そして、21世紀の情報技術の発展は、X, TikTok, Instagram など、他者から見られ聞かれる空間を拡大させていると同時に、そのような好奇の視線が一気に特定の場所に集まり、特定の方向への「攻撃」に転化することを容易にしている。ある人の問題発言・問題画像・問題動画は、ネット上に拡散され、記録され、なかなか消えることはなく、また、当該問題発言などに対する「攻撃」が始まれば、罵詈雑言のリプライがつけられ、抗議の電話やメールが発言者の勤務先・学校に送られる。

古代ギリシアのように、規模が小さく継続的な関係のある集団内であれば、自分がなしたことが他者の検討の対象となり、その検討に応答していくことを責任として求めることも十分可能であり、望ましいこともかもしれない(そのような集団内であれば、罵詈雑言を投げかけるのも相当の覚悟が必要である)。しかし、規模が大きく流動的な現代社会において、そのような応答責任を十全に果たそうとすれば、個人はすぐにパンクしてしまうだろう。そして、たとえ応答したとしても、相互の理解が深まり、寛容の精神が醸成されるということは少なく、分断が深められることの方が多いだろう。

このような喧噪^{けんそう}の中で、人びとにそれぞれの「逃げ場所」をどのように確保しておくのか。「逃げ場所」を確保するのはおかしいという議論もある。というのも、自らネットへとアクセスし、何らかの意見を「公」に対して発信しているのだから、「逃げ場所」を確保するのはおかしいとも考えられるからである。しかし、家から外に出ることによって自分の姿をすべてさらけ出すことに同意したわけではないのと同様に、ネットへの投稿で世界すべてからの批判を甘受しなければならないという立場に置かれることに同意したわけでもない。さらにいえば、知らぬ間に自らの姿がネットの中に現われてしまうこともあり、同意の理屈で把握するということに限界も来ている。

注意しなければならないのは、プライバシーは、元から、避難場所を守る理屈であ

るのみならず、広げる理屈でもあるということであった。ウォーレンとブランドイスの「放っておいてもらう権利」で念頭に置かれていたのは、家の中で放っておいてくれということではなく、仮に他人の目にさらされる場所（「公の場所」とは一応言われうる場所）であったとしても勝手に評価の対象にしないでくれということでもある。

ユビキタスにネットにつながる／つなげられてしまう現代において、公的領域と私的領域の区分を多くの他者に自分の姿が現れる場所であるか否かによってクリアカットに分けることはできない。「他者にさらされ説明責任が課される領域」と「説明責任から逃れる避難領域」とをどのように区分けすればよいのかが大きな課題である。

（問題作成の都合上、本文の一部と注を省略し、ルビを加えた。）

令和8年度入学試験 小論文「出題意図」

(入試情報公開用)

行政政策学類 一般選抜 後期日程

本問は、『法学セミナー』836号(2024年9月)の特集「古典は招く」に寄稿された、松尾陽「プライバシーは必要か?—『放っておいてもらう権利』としてのプライバシーの価値」という論文を資料として使い、読解力や要約力、論理的思考力や論述力を問うものである。

資料において筆者は、現代社会において情報技術が発達しネット社会が拡大する中で、「放っておいてもらう権利」としてのプライバシーの価値と課題を、古代ギリシアの市民生活と対比させた上で、公的領域と私的領域との関係に注目して論じている。

設問(1)は、プランが期待する「寛容の精神の広がり」の実現可能性に関して、筆者の論の展開を把握し的確な文章で説明することができるかを問うものである。

設問(2)は、古代ギリシア人にとって、「他人によって見られ聞かれることから生じるリアリティ」がなぜ必要だったのかを、古代ギリシアの社会の特質を把握した上で、読解し的確な文章で説明することができるかを問うものである。

設問(3)は、「放っておいてもらう権利」としてのプライバシー権の、現代における必要性について、筆者の考えを正確に読み取り要約することができるか、また、自らの考えを論理的かつ説得的に述べるかを問うものである。